

第4回 公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会  
次 第

日時：平成27年3月25日（水）  
午前10時～

会場：春日謙信交流館 第1会議室

1 開会

2 座長挨拶

3 議題

- ・ 減免基準の見直しに係る基本的な考え方について ...資料 1

4 その他

配付資料

資料 1 施設使用料の減免基準の見直しに係る基本的な考え方（案）

平成 27 年 3 月

## 公の施設使用料の減免基準の見直しに係る基本的な考え方（案）

（「公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」における意見の集約結果）

### 1 減免基準の見直しの必要性（現行の減免基準の現状と課題）について

#### （公平性の確保や施設サービスの向上）

- ・ 減免基準については、平成 19 年度及び平成 22 年度に見直しが行われてきたが、この間、減免対象となる団体による過大な利用予約の事例や、減免基準の拡大解釈により本来の趣旨とは異なる利用が行われている事例など、減免の適用により一般利用者の施設の利用が制約される等の課題が生じている。このため、公平性の確保や施設サービスの向上の観点から、減免基準や運用方法の見直しが必要である。

#### （明確な基準の策定の必要性）

- ・ 現在の減免基準の規定は、例えば、青少年健全育成に関する減免において、子供が施設を利用する場合は指導者の有無にかかわらず減免が認められている事例があるなど、利用者や施設管理者によって解釈の幅が大きく、分かりにくいものとなっているほか、施設毎に運用が異なる場合があるなど、利用者の不公平感が生じる懸念があるため、より明確な基準となるよう見直しを行う必要がある。

#### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 使用料の 100%免除の場合、キャンセルしても無料であるため、複数の予約を入れ、直前にキャンセルするなどの事案が相次いでおり、一般の人の利用を妨げている。
- ・ 全額免除であると施設を大切に扱わない様子がみられる。
- ・ スポーツ少年団や体育協会等への加入の有無にかかわらず減免を受けられるため、こうした団体への加入者が減少し、組織が弱体化している。
- ・ 中学校や高校には独自のテニスコートがあるにもかかわらず、減免を利用して市の施設を利用しており、他の団体が利用できない状況がある。
- ・ 子供がいれば青少年健全育成の減免が認められるため、減免申請が非常に多くなっており、指定管理者の収支、運営に影響が生じている。
- ・ 市内の団体が申請すれば、利用者の大半が市外の団体であっても減免されている事例がある。
- ・ 減免対象となる団体の構成員が、実態は個人利用であるにもかかわらず、当該団体名で施設の利用申請をし、減免を受けている事例がある。
- ・ 減免基準が分かりにくく、施設毎、利用者毎に解釈の違いが生じており、利用者は困惑している。
- ・ 老人会の囲碁・将棋大会や P T A の会議後の懇親会等については減免を認めるべきでないと思うが、現在の減免基準ではその点が明確でなく、施設の管理者として判断に迷っている。

## 2 減免の趣旨と減免区分の再整理について

### 【基本的な考え方】

適切な負担により適切に施設を利用してもらう観点から、利用者から使用料を徴することを基本とし、使用料の減免は、公益性等の観点から、支援が必要と認められる利用に限って実施するものとする。

具体的には、以下に該当する利用に限り実施する。

#### ア 市が政策や施策を実現するために行う事業等

- ・ 市が行う事業など公共性の高いもの

#### イ 各種団体等が行う公益性が高い事業等

- ・ 市民や団体の活動のうち、一定の公益性があり、減免による支援の必要性が認められるもの

### 【説明】

減免区分の考え方

#### ア 市が政策や施策を実現するために行う事業等

減免区分	減免を認める理由
(1) 市の主催及び共催事業	市の主催及び共催事業は公共性が高く、公費により実施すべきものであるため。
(2) 幼稚園、保育園、小中学校等の授業の一環としての利用	市立の保育園、小中学校等は上記の市主催事業と同一視できるほか、私立の保育園や県立の特別支援学校についても教育的観点から減免が必要と言えるため。
(3) 市が住民福祉の向上のために育成した団体による利用	市が政策的に育成した防災士や健康づくりリーダー等による活動は、公費により実施すべきものであるため。

#### イ 各種団体等が行う公益性が高い事業等

減免区分	減免を認める理由
(1) 各種連合体等による利用	町内会長連絡協議会、体育協会、13区住民組織等、公益的活動を行う各種団体を取りまとめる団体は、市政や地域への貢献度が高く、その活動を支援する必要があるため。
(2) 町内会等の地縁組織による利用	町内会等は、公益的活動を行い、その活動を支援する必要があるため。
(3) 青少年のクラブ等による青少年育成に資する利用	地域への貢献活動を行う青少年のクラブ等は、青少年育成の促進の観点から、減免が必要と言えるため。
(4) 障害者及び障害者団体等による利用	障害者の社会参加の促進、障害者福祉の増進の観点から減免が必要と言えるため。

#### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 現在進めている使用料の見直しは、減免によりその効果が失われてしまう。
- ・ 減免の判断基準を「市民の福祉向上」や「青少年健全育成」とすると多くの団体が対象になる。公益性等を勘案し、減免の対象を限定する視点を明確にするべきである。
- ・ 青少年の団体や活動は、使用料の減免ではなく、別の手法で支援してはどうか。
- ・ 減免の対象は、市の施策や地域への貢献度が高い町内会長連絡協議会や体育協会などの連合体の事業に限ってはどうか。
- ・ 青少年健全育成に資する利用を全て減免するのではなく、対象を限定すべきである。
- ・ 体育協会や地域のスポーツクラブに加入するなど、地域に貢献する団体は減免対象としてよいのではないか。

### 3 減免区分等の見直しの方向性について

#### 【基本的な考え方】

「減免対象とする利用」、「減免対象者」について

- ・ 減免を行う趣旨に照らし合わせ、減免による支援が必要な範囲に限るものとする。

「減免率」について

- ・ 税による実施が基本と認められるものは100%免除、市民や各種団体による自発的な活動としての側面を有するものは、市と利用者として折半する考え方から50%減額を基本とする。

「減免を認める施設」について

- ・ 減免を行う趣旨に照らし合わせ、減免による支援が必要な施設に限るものとする。

#### 【説明】

##### ア 市が政策や施策を実現するために行う事業等

###### (1) 市の主催及び共催事業

- ・ 市の主催事業は、公共性が高く、公費により実施すべきものであるため、従来どおり使用料を100%免除する。なお、市の所管課等による適正な利用予約等が行われるよう、周知徹底等を行うこととする。
- ・ 市が共催する事業、市が参加する実行委員会による事業等は、公共性・公益性を勘案し、市と共催団体が使用料を折半する考え方により、使用料を50%減額とする方向で検討する。
- ・ なお、市が共催する事業等については、その対象範囲や減免率について幅のある運用が行われているため、対象事業や減免率等について整理を行うとともに、市が企画立案に大きく関与するなど、特に公共性が高いと認められる事業や、第6次総合計画の重点戦略「交流」の取組として位置付け、市が積極的に誘致する各種コンベンションや大会等については、一定の基準を設定した上で、使用料を100%免除することを検討する。

##### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 市の所管課が必要以上に利用予約を行い、他の利用者の妨げになっている事例がある。
- ・ 市の共催事業については、現在使用料を50%減免としているが、市が共に行うものであり、市の主催事業と同様に100%免除としてはどうか。また、現在減免の措置がない市の後援事業について、50%減免とすることも考えられるが、後援認定の基準が厳しくなる可能性がある。
- ・ 市の要請を受けて団体が誘致した大会や、コンベンションによる利用について、減免のルール等を整理する必要がある。

###### (2) 幼稚園、保育園、小中学校等の授業の一環としての利用

- ・ 市内の保育園、幼稚園、小中学校の授業、行事の一環としての利用のうち、市立の保育園、小中学校等については、上記(1)の市の主催事業と同様の位置付けとみなされ、また、私立の保育園や県立の特別支援学校等についても教育的観点から、従前のとおり使用料を100%免除する。

- ・ 高等学校や大学等による利用、高体連の大会等の義務教育以外の利用については、高校生等の活動への影響等を踏まえて、減免対象外とすることを検討する。あわせて、県立中等教育学校（後期課程）や県立特別支援学校（高等部）による利用の取扱いを整理する。

\* 懇談会における主な意見等

- ・ 学校の部活動の利用は、大会前などに限定して認めてはどうか。
- ・ 高校や大学による利用は減免対象外としてはどうか。高体連についても、大会費用として会費を集めているため、減免の必要はないのではないか。
- ・ 大学生の合宿利用に対する減免も考えられるが、市内の宿泊業者による代行申請の扱いや、市民による利用との調整について検討する必要がある。
- ・ 中高一貫校や県立特別支援学校など、中学生と高校生が混在する場合の取扱いを検討する必要がある。

(3) 市が住民福祉の向上のために育成した団体による利用

- ・ 市が各種事業を通じて育成し、立ち上げ等に関与した団体等（防災士、健康づくりリーダー、食生活改善推進員等）においては、市が要請した活動の一環としての利用は、公費により実施すべきものと言えるため、対象となる団体や利用等の整理を行った上で、従来どおり使用料を100%免除する方向で検討する。

\* 懇談会における主な意見等

- ・ 特になし（懇談会における意見等がないため、市担当課への聞き取り等を基に、事務局で整理を行った。）

イ 各種団体等が行う公益性が高い事業等

(1) 各種連合体等による利用

- ・ おおよそ地域自治区以上の範囲で下部団体を取りまとめる各種連合体（町内会長連絡協議会、体育協会、老人クラブ連合会、13の地域自治区の単位で活動する住民組織等）は、市政や地域への貢献度が高いことを踏まえ、その活動を支援する観点から、減免の対象団体、利用等について整理を行った上で、使用料を減免する。
- ・ 減免率については、現在、使用料を100%免除しているが、団体の自発的な活動としての側面も有しているため、市と利用者として使用料を折半する考え方により、50%減額とすることを検討する。
- ・ 本減免区分の運用に当たっては、登録の手續、審査体制など運用方法等を整理した上で、「登録制」の導入を検討する。

\* 懇談会における主な意見等

- ・ 減免の対象は、市の施策や地域への貢献度が高い町内会長連絡協議会や体育協会などの連合体の年間計画に掲載される事業に限ってはどうか。一方、老人会や子供会など、連合体の組織が整っていない団体もあり、どのように取り扱うか検討が必要である。
- ・ 各区の住民組織は市からの委託事業など様々な活動を行っており、地域における活動を停滞させないためにも減免対象としてはどうか。
- ・ 使用料の100%免除は市の主催事業等に限るべきであり、市民による利用は、市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないか。
- ・ まちづくり協議会や文化系の団体などの団体に対しては、登録制の導入等の際に周知を徹底していく必要がある。

## (2) 町内会等の地縁組織による利用

- ・ 町内会等の地縁組織は、公益的活動を行っていることを踏まえ、その活動を支援する観点から、減免対象とする団体、利用等について整理を行った上で、使用料を減免する。
- ・ 減免率については、現在、使用料を100%免除しているが、団体の自発的な活動としての側面も有しているため、市と利用者として使用料を折半する考え方により、50%減額とすることを検討する。
- ・ 減免を認める施設は、貸館施設については、利用団体と同一の地域自治区内にある公民館分館等の地域密着型の施設とするなど、減免を行う趣旨に照らして必要な範囲に限ることを検討する。
- ・ 本減免区分の運用に当たっては、登録の手續、審査体制など運用方法等を整理した上で、「登録制」の導入を検討する。

### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 町内会館を有する町内会は、住民の積み立てにより会館を建設しており、町内会館を有しない町内会に対し、減免による優遇措置を行う必要はないのではないか。
- ・ 老人会の囲碁・将棋大会やPTAの会議後の懇談会等については減免を認めるべきでないが、現在の減免基準ではその点が明確でなく、施設の管理者として判断に迷っている。
- ・ 使用料の100%免除は市の主催事業等に限るべきであり、市民による利用は、市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないか。
- ・ 大規模な施設と地元密着型の施設で対応を分けることも検討してはどうか。

## (3) 青少年のクラブ等による青少年の育成に資する利用

- ・ 青少年のクラブ等による利用は、減免対象とする団体について、体育協会、13区住民組織、総合型地域スポーツクラブ等に加え、地域への貢献が認められる団体等に限ることとし、当該団体の日常的な練習、交流試合、発表会等の本来の目的に沿う利用を含め、使用料を減免する方向で検討する。
- ・ 減免率については、現在、使用料を100%免除しているが、団体の自発的な活動としての側面も有しているため、市と利用者として使用料を折半する考え方により、50%減額とすることを検討する。
- ・ 本減免区分の運用に当たっては、登録の手續、審査体制など運用方法等を整理した上で、「登録制」の導入を検討する。

### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 全市民を対象とするような大きな大会は減免対象としてもよいが、日常的な活動や練習は、各利用団体が相応の参加料を徴収して運営することが原則であり、減免の対象外としてはどうか。
- ・ 青少年健全育成に資する利用を全て減免するのではなく、対象を限定すべきである。
- ・ 個人の指導者が月謝を集めて生徒を指導するようなケースは、減免の趣旨に沿わないが、地域のスポーツクラブなど、会費を集め、非営利で活動する団体は、減免対象としてよいのではないか。
- ・ 現在は、地域貢献につながる活動を行っている団体も、趣味的な団体も等しく減免を受けられる状況だが、体育協会や地域のスポーツクラブに加入するなど、地域に貢献する団体については、日常的な活動も含め減免対象としてもよいのではないか。

- ・ 各種団体は月謝や会費等を徴収して活動を行うのが基本であり、月謝等の徴収をもって減免対象外とすべきではないが、参加費等を徴収し、営利活動に近い形で活動している事例もあり、整理が必要である。
- ・ 使用料の100%免除は市の主催事業等に限るべきであり、市民による利用は、市の施策に沿っていても一定の負担を求めるべきではないか。
- ・ 利用率が低い施設や地域密着型の施設に限り減免を認めてはどうか。

#### (4) 障害者及び障害者団体等による利用

- ・ 障害者手帳の交付を受けている人により構成される市内の福祉団体や、障害者手帳の交付を受けている個人の利用は、障害者の社会参加の促進、障害者福祉の増進の観点から、従来どおり使用料を50%減額することを検討する。
- ・ 現在、障害者に対する減免は、減免基準のほか、「障害者に係る公の施設の使用料の減免に関する要綱」等により実施しているため、これらを踏まえ、減免対象とする利用、減免率、対象施設等を検討する。

#### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 障害者による趣味、娯楽的な利用は対象外としてはどうか。
- ・ 障害者スポーツの選手等の活動の妨げにならないよう、減免制度を整理する必要がある。

## 4 減免基準の円滑な運用について

### 【基本的な考え方】

「登録制」の導入について

- ・ 施設利用者と施設管理者にとって、減免対象となる利用か否かをより分かりやすくするため、減免対象団体等をあらかじめ審査した上で登録し、施設の利用申請の際、登録団体に交付する登録証の提示をもって減免を承認する「登録制」の導入を検討する。

### \* 懇談会における主な意見等

- ・ 一定の団体から年間計画や収支計画等の提出を受け、減免団体としての認定書を発行する登録制を採用することで、減免の可否が分かりやすくなるのではないかと。一方、登録制については、登録団体の対象範囲や認定基準、減免を認める利用や対象施設、適正な運用の確保等について検討する必要がある。
- ・ 登録制は、減免の承認に係る事務の簡素化につながるが、登録手続に係る事務が増加する恐れがある。



## 参考資料

上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会委員名簿

上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会設置要綱

使用料の減免基準の基本的な考え方（現在の減免基準）

# 上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

区 分 (上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会設置要綱第3条各号)	氏 名	所属機関・団体等
第1号 行政改革、企業経営等に 識見を有する人	安藤 知子	上越教育大学 教授
第2号 施設の利用者の代表	大日方 義久	柿崎まちづくり振興会 理事
	笠原 奈美	上越市ソフトテニス協会 副理事長
	木澤 勝	上越市町内会長連絡協議会 副会長
	藤井 清比古	上越市地域青少年育成会議協議会 会長
	松井 和代	NPO法人さんわスポーツクラブ 理事
第3号 施設の指定管理者の代表	赤岡 史夫	株式会社上越シビックサービス 統括マネージャー
	倉石 義行	一般財団法人上越市体育協会 理事・事務局長
第4号 公募に応じた市民	中村 好男	-

合計 9人

## 上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の公の施設(以下「施設」という。)の使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条に規定する使用料及び同法第244条の2第8項に定める利用料金をいう。以下同じ。)の減免基準等の見直しについて検討するため、上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用料の減免基準の見直しに関すること。
- (2) 施設の使用料の額の見直しに関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 行政改革、企業経営等に識見を有する人
- (2) 施設の利用団体の代表
- (3) 施設の指定管理者の代表
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める人

### (委員の任期)

第4条 懇談会の委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとする。

### (座長)

第5条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席等)

第7条 懇談会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

## 使用料の減免基準の基本的な考え方（現在の減免基準）

公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担していただくことで運用しなければならないものであるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。

こうした負担の免除(減免の承認)は、市が定めた統一基準、施設の特異性からくる個別基準、さらにこれらの基準で判断できない場合にはその時点での判断で決定していたが、減免を適用する範囲は広がる傾向にあった。

施設使用料の改定に当たり、施設の利用の対価として定めた使用料の額の意義を保つ上からも、また、市民全体の平等性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、ここにその基本的な方針を定めるものである。

減免の可否に当たっては、次に掲げた基準を基に、公益性の度合いや負担能力の状況等から真に必要なものかどうかを判断し、実施するものとする。

### 1 条例で規定する基準

減免する場合とその額	
市が主催する場合	使用料の全額
市が共催する場合	使用料の 50 パーセントの額
その他市長が必要と認める場合	必要と認める額

### 2 減免の判断基準

条例で規定する基準のうち「その他市長が必要と認める場合 必要と認める額」の運用については、個々のケースで判断することになるが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとする。

公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考える。

減免の承認に当たっては、「市の主催」や「市の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものでなければならない。

したがって、減免は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものとし、利用者個人の利益(教養・趣味・体育)につながる利用は、原則として対象としない。

### 3 具体的な減免基準

本基準は、一般的な集会施設、学習施設、スポーツ施設等を基本にしたものであり、次に定める減免基準の具体的な例示を基に、減免の承認を行うものとするが、これらに該当しない場合であっても、「2 減免の判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとする。

なお、これまで施設の特異性から個別の基準で運用してきた温泉施設・宿泊施設・レジャー施設等の観光的施設、大規模な施設や特殊な施設(リージョンプラザ上越、上越文化会館、観光物産センター、水族博物館等)は、従前から各施設が定めている減免基準によるものとする。

#### (1) 全額免除する場合

市の政策に沿った事業を展開するための利用

市が住民福祉の向上のために育成した団体が、そのための活動をするとき。

例：防災士・食生活改善推進員・健康づくりリーダー・母子保健推進員等のグループや交通安全母の会などが市の施策に沿った活動に施設を利用するとき。

(利用団体の利益につながる活動ではなく、地域住民のための活動であるため)

利用目的が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市がその活動を支援する必要があると認める利用

地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体が、その活動に利用するとき。

例：町内会長連絡協議会、子ども会連合会、連合婦人会、連合青年団、PTA連絡協議会、文化協会、体育協会、老人クラブ連合会等が、その目的の活動に利用するとき。

(例示の団体は、公益的活動を行う各構成団体を取りまとめ、社会に貢献した活動を行っている。)

コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保などで、地域の振興に寄与する利用のとき。

例：地域のコミュニティ組織、地域振興協議会、町内会、婦人会、こども会、老人会、青年会、青少年健全育成協議会、PTA、消防団、地域防犯組合等が、その目的を果たすために行う活動に施設を利用するとき。

ただし、老人会がゲートボール場を使用するときや青年会が野球場を使用する場合は、参加者(個人)への受益が大きいものとして減免の対象から外すものとする。

(例示団体は、地域の公民館や小中学校等を主に利用し、地域住民の福祉向上のための活動を行っている。)

市及び教育委員会が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業などの理由により特に公益性が高いと認める利用

上越文化会館、リージョンプラザ上越、希望館等の施設で計画される大規模なイベント等を想定したもので、共催した事業課が事業の規模や公益性、支援の必要性等から総合的に判断を行う。

市内の幼稚園、保育園、小中学校が授業等の一環としての利用

公立、私立を問わず、教育的見地から一律的に行う。

国や他の地方公共団体が利用する場合で、市民の福祉の向上のための利用

国、県が主催する事業で、市が関わる必要があるとして、関係する所管課及び総合事務所が認めたとき。

市内のクラブ活動等のうち、青少年の健全育成に繋がる活動のための利用

スポーツ少年団、ボランティア団体、地域の有志者が指導するクラブ等で、青少年を対象に行う活動。(成人を対象にするものは除く。)

## (2) 50%減免を適用する場合

非営利団体が、市民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」などの利用

体育協会、NPO、その他任意団体が、受講料あるいは参加料を徴収して実施する各種講座等で、支援が必要と認められるとき。(自立できるものは対象外。)

(参加者から受講料を負担していただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものであるが、市民活動を広げていく上で支援が必要と判断するもの)

市及び教育委員会が主催した講座の修了者が、自主グループを立ち上げ、その活動を継続・発展させていくための利用

(ただし、主催講座の開催目的が継続される内容であること。広く市民に開放される活動であること。減免の期間は講座終了後から次年度末までであることが条件。)

学校教育法に規定されている市内の高等学校、特殊教育諸学校高等部、専修学校及び大学が学校の授業及び行事での利用

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人による、体育施設の個人利用

(3) その他(減免しない場合)

先に述べた「2 減免の判断基準」に従い、減免の承認を行うものであることから、以下に掲げたケースでは減免の対象とはしないものとする。

13区の市民や特定地域の市民に限定したもの

合併後は、市民がどの地域に居住していても平等に支援が受けられるようにするため、居住地を要件とした減免はしないものとする。

教育委員会が認定していた団体のうち、利用形態が個人の利益にとどまり、他の市民への影響(公益性)が見出せないもの

教育委員会が認定する社会教育団体は、市民活動の促進を助長する手段として多くの団体を認定してきており、そのすべてを減免の対象としてきた。今後は、認定団体には自立した活動を促すとともに、情報提供や相談事業などの支援のみとする。

ただし、その活動が他の市民への影響(公益性)があるものについては、「50%減免を適用する場合の に掲げたもの」に該当するかどうかで支援を決定するものとする。

土地改良区、農協、商工会、NPO等が集会等で利用する場合

自立した団体であり、自らの団体の活動に施設を利用するものであることから、減免はしない。